

日本アメリカ史学会 第44回例会（修論報告会）記録

会場：日本女子大学目白キャンパス

日時：2019年4月13日（土） 14:00～17:25

第1会場 百年館201号室

阿部啓（筑波大学）

“White Methodists and Race Relations in Jackson, Mississippi in the Early 1960s”

コメンテーター：樋口映美（専修大学）

三間美知太郎（大阪大学）

「カントリー・ミュージックにおける白人性構築：大恐慌期アメリカ中西部における人種と音楽」

コメンテーター：藤永康政（日本女子大学）

報告者：中谷可惟（立命館大学）

「ジャズ・アルバムの古典化と批評：Kind of Blue (1959)を例に」

コメンテーター：生井英考（立教大学）

第一報告の阿部啓氏は筑波大学大学院人文社会科学部研究科に提出した修士論文、“White Methodists and Race Relations in Jackson, Mississippi in the Early 1960s”（和訳：1960年代前半のミシシッピ州ジャクソンにおける白人メソジスト教徒と人種間関係）を報告した。1960年代前半のミシシッピ州では、白人優越主義を信奉する人々と、公民権運動に共鳴し人種統合を推進する人々との間に対立が深まっていた。白人キリスト教徒の中には、人種隔離論者と対峙し、人種統合を推し進めた人々が存在したものの、これまでの公民権運動史の中で、彼らの運動や思想は十分に語られてこなかった。そこで本研究は、自らの神学的信念に照らし、人種隔離を神の教えに相反するものとみなし、変化を求めた白人キリスト教徒に焦点を当てた。本研究は世俗的、または政治的運動とみなされてきた公民権運動を「宗教」の観点から眺め、研究の対象となる範囲を白人キリスト教徒とその宗教性に拡張することにより、膨大な公民権運動史の蓄積に新たな視点を加え、歴史を再考することを試みた。

まず、阿部氏は21世紀初頭から進んだ南部の白人プロテスタントに関する先行研究を紹介した。先行研究では、人種差別撤廃の過程で白人キリスト教徒は「傍観者」の立場であったことが強調されてきた。より新しい研究では、公民権運動に反対の立場を取った白人キリスト教徒の主張や信条についても議論されるようになり、さらには、キリスト教が人種隔離を積極的に推し進める原動力になったと指摘する研究もさかんになった。その一方、「神聖化された伝統」と考えられていた南部の人種差別に勇気をもって疑念を呈した白人キリスト教徒の研究も出現している。本研究はこのような先行研究を踏まえ、1960年代前半のミシシッピにおいて、公民権運動をめぐって白人プロテスタントのあいだにどのよう

な葛藤があったのか、人種統合派を支えた信念はいかなるものだったのかを探るために、ジャクソンのギャロウェイ記念メソジスト教会に所属する牧師、会衆、教会を取り巻く人々に焦点を当て、ミクロな視点からの考察を試みた。

阿部氏が使用した主な史料は、ギャロウェイ記念メソジスト教会の牧師に宛てられた数百枚の手紙、牧師の人種統合に関する声明の原稿、礼拝の原稿、議事録、教会員へのインタビューを記録したオーラル・ヒストリー・プロジェクトの原稿など、広範囲に及んだ。さらに、ミシシッピのメソジストの主要な指導者たちにもインタビューを実施した。また、本研究では2000年前後から興隆した「生きた神学」の理論的枠組みを用いたと説明した。「生きた神学」とは、キリスト教神学が抽象的な言葉を超えて、信仰を持つ人々の生活の行為に現れる様子を捉えるアプローチである。つまり、上記史料を通して、特定の神学的な考え方が、人種統合を推し進める手段としてどのように、またどの程度機能したのかを問うことを目的とした。

研究の結果、(1)1961年にフルーダム・ライダースの到来によってミシシッピの人種問題の危機が明るみになる遙か前から、メソジスト派のミルサップス大学では、白人と黒人間の人種関係に新たな展望を模索していたこと、また、ギャロウェイ教会のシーラ牧師は神の愛と友愛に関する預言的な言葉を用いて人種の不平等を非難し、人種によって隔離された社会を変えるために声明を発表するなど、地域の公民権運動を推し進める上で重要な役割を果たしていたこと（第三章）、(2)ギャロウェイ教会の牧師は「ボーン・オブ・コンヴィクション」声明を採択し、だれもが人間の友愛に関する神の教えに従い、その教えを実践するべきだということを示し、「ボーン・オブ・コンヴィクション」が「閉鎖社会」の伝統に疑問を抱いていた人々が人種差別問題に向き合い、議論を始める契機になったこと（第四章）、(3)ギャロウェイ教会が黒人に門戸を閉ざしていたことに反発し、二人の牧師が辞任を決意した際の辞任宣言は人種隔離に対する強力な抗議となり、ジャクソンのメソジストコミュニティを深く分断する結果になったこと（第五章）を明らかにした。最後に阿部氏は、本研究を通して、白人プロテスタントは決して一枚岩ではなく、彼ら・彼女らの間でも人種統合の是非をめぐる見解は割れており、人種隔離の伝統に固執する多数派の陰に隠れて、人種統合を支持する少数派が存在いたことを確認した。また、彼らの「生きた神学」はそれまでの社会の在り方を揺さぶり、人種統合を推し進める一つの重要な糧となったと結論付けた。

コメントを担当した樋口映美氏は、阿部氏の論文が論理的に明快で、大変読みやすいものであったと評価した。教会だけに焦点を当ててではなく、公民権運動が高揚した20世紀半ばに南部社会に展開した他の活動を射程に入れた広がりがあり、アーカイブ史料、新聞、雑誌等、膨大な種類と量の資料を読み込んだ優れた論文であるということも高く評価した。次に、樋口氏は自身がジャクソンの教会の礼拝に訪れた際の経験を話し、“segregation”に対して、人種統合が進んだ様子は“integration”と呼ぶべきなのか、または“assimilation”と呼ぶべきなのか、阿部氏の見解を尋ねた。フロアからも牧師に寄せられた手紙の差出人の性別や、牧師が利用した聖書の引用箇所、「生きた神学」に関する質問などが挙げられた。

第二報告の三間美知太郎氏は「カントリー・ミュージックにおける白人性構築：大恐慌期アメリカ中西部における人種と音楽」を報告した。文化レベルでの人種問題の理解を深めるために、三間氏は本研究でカントリー・ミュージックを「人種によって規定された文化」の一つとして取り上げた。カントリー・ミュージックは1920年代に成立した南部の民謡を商業化したジャンルであり、昨今の研究により、もともと人種性がなかった南部民謡の中に、白人性を構築されたことで、「白人の音楽」として規定されてきた文化であると明らかにされてきた。先行研究では、南部で「白人音楽」としてカントリーが成立した過程を明らかにするものが多いが、三間氏は、大恐慌期アメリカで南部カントリーよりも影響力を持っていた中西部カントリーに着目した。史料は中西部白人農民向けの新聞、ラジオ番組が発行した雑誌、歌集、歌詞を使用した。

第一章では、南部におけるカントリー・ミュージックを紹介した。「カントリー」が登場し、商業化される前の1920年代以前の南部において、「白人音楽」と呼ばれるものは存在せず、むしろ、南部民謡は異人種間で共有されていたと三間氏は説明した。しかし、1920年代になると南部民謡は「レイス・レコード」（黒人音楽）と「ヒルビリー・レコード」（白人音楽）に分類されて販売されるようになった。しかし、この二つのカテゴリーに入る曲には共通点も多く見られた。三間氏は、その例として、ヒルビリー・レコードの“I’ll Roll in My Sweet Baby’s Arms”という曲と黒人民謡の曲の歌詞を比較し、類似した歌詞が度々登場していたことを紹介した。つまり、カントリーが白人音楽として商業化される以前は、白人と黒人が共通して同じような歌を歌っていたのではないかと三間氏は推察した。また、三間氏は、多くの先行研究が南部カントリーを取り上げて、白人性の構築を論じているが、ジム・クロウ法で白人性が浸透していた南部社会においては、白人はわざわざ音楽の中に白人性を構築してまで人種意識を満足させる必要がなかったのではないかと主張する。そして、「カントリーは白人音楽である」、という認識はどこから生まれたのであるか、という問いに向き合うためには、中西部に注目すべきだと、第二章に続けた。

「中西部における白人性」と題された第二章では、中西部の白人農民が白人性を構築しようとした背景を説明した。大恐慌時代、経済的地位の低下からアメリカ人としてのアイデンティティの危機にさらされた中部白人農民は、移民や黒人を非アメリカ人とし、自らが「真正なアメリカ人」だと主張するために、白人性を構築することでアイデンティティの回復を図ろうとした。白人性を確認するために、中西部の白人が目をつけたのがカントリー・ミュージックであった。「白人化するカントリー・ミュージック」と題された第三章では、南部民謡がカントリー・ミュージックとして中西部で売り出された際に、「アメリカ開拓者の音楽」、「白人音楽」として変貌していった過程を解説した。音楽業界は、中西部の白人農民の人種観に適合するように、南部民謡を売り出した。このように、本来は人種性を持ち合わせなかった南部民謡が中西部に白人音楽として流通するようになった。三間氏は、カントリー・ミュージックの例を通して、文化が人種によって規定されるのは、受け手側の人種観に沿った形で、作り手側によって行われる行為である、と結んだ。

コメントを担当した藤永康政氏は、音楽をジャンルに分けて語ることの難しさを述べた上で、三間氏が論文中で用いた、「人種問題が制度的レベルと文化的レベル」という用語や、中西部と南部を分離した

文化圏として語ることの妥当性について問いかけ、ジム・クロウやホワイトネス研究に関する三間氏の解釈を確認した。フロアからは「南部民謡が人種混合していた」という根拠についての質問や、「中西部ではカントリー・ミュージックがジム・クロウの代わりとして、白人性を維持する装置となった」と言うためには、違った方向からの検討も必要である、という指摘がされた。

第三報告の中谷可惟氏は立命館大学文学研究科に提出した修士論文、「ジャズ・アルバムの古典化と批評：Kind of Blue (1959)を例に」を報告した。本研究で中谷氏は、1959年にマイルス・デイヴィスにより制作され、コロムビア・レコードから発売された Kind of Blue を取り上げ、Kind of Blue が古典化されていった過程を通史的に描いた。そのために、中谷氏は、Kind of Blue が発表された 1959 年から 1999 年までを三つの時期に区切り、膨大な音楽専門誌、新聞、学術誌を広範囲にわたり使用しながら考察した。

第一章の「同時代の批評——デイヴィスの『今』を報道する」では、発売直前から直後の、アルバムがデイヴィス本人活動記録として即時的に報道された、最初期を分析した。発売直後から 1950 年代終盤までは、主要な雑誌でアルバムへの肯定的な評価が目立ち、評論家や記者は、当時絶大な人気を誇っていたデイヴィスの現在進行形の活動を報道する目的で、アルバムに言及した。「歴史叙述的批評——『古典化』の道筋」と題された第二章では、1960 年代前半から 1980 年までに射程が取られた。1960 年代前半にはジャズ批評家であり、歴史家でもあるマーティン・ウィリアムズが Kind of Blue の価値の高さを懐古的視点に立って説いた。その後も名だたる美術家や評論家により、徐々に Kind of Blue は「古典化」されていった。第三章の「多極化する批評——『古典』への立脚」は、1980 年代から 1990 年代後半の第三期を検証した。1980 年代になると「古典」言説に立脚した販売活動と批評活動が並行して起こり、1990 年代になると、批評空間は音楽業界外に広がりをもせたという。1990 年代後半になると、Kind of Blue の音楽業界やミュージシャンへの影響の伝播が語られるようになり、アルバムの「受容史」に関心が集まり、2000 年代の先行研究に繋がる系譜が作られ始めた。中谷氏は本研究では「米国内の文字媒体」に調査対象を限ったが、今後はカバー作品や音楽、サンプリングで引用例などの別メディア、さらには米国以外の他地域の資料調査を行うことという今後の課題を提示した。

コメントを担当した生井英考氏は、中谷氏の論文は、「Kind of Blue の批判の形成史」、「社会過程論」、「『古典化』の社会的な合意形成」の 3 つのアプローチを包摂しており、この 3 つを通し、一つの作品が「拡大されつつ、再生産されている」過程を探った、と解説した。次に、当時の批評には、「個人としてのデイヴィスの天才化」と「アルバムとしての Kind of Blue の神格化」という二つの言説が存在し、その二つが時に重なったり、離れたりがしたが、中谷氏は論文の中で、二つを見分ける試みも行ってたと評価した。さらに、歴史的考察の視座として、製作陣（ミュージシャン、プロデューサー、スタジオ技術者）の集合的天才論や音楽業界の構造変化についても言及し、中谷氏の今後の研究の展開の道筋の可能性を示した。フロアからは Kind of Blue と同様に後世に継がれている名盤について、また、中谷氏の研究の理論的枠組みを問う質問が寄せられた。

それぞれの報告は、コメンテーターと参加者から大きな関心を集め、終了予定時間を超えて質問や議

論が展開された。終了後も、多くの参加者が報告者に個人的に質問をする姿も見られた。

(畠山 望)

第2会場 百年館 202号室

瀬戸あゆみ (立教大学)

「19世紀後半カリフォルニアにおけるスペイン支配の記憶：フニペロ・セラ「聖人化」の過程」

コメンテーター：野口久美子 (明治学院大学)

木村智 (東京大学)

「19世紀末米国キリスト教の自己意識の変容と「ホワイトネス」：比較神学と万国宗教会議を事例として」

コメンテーター：小檜山ルイ (東京女子大学)

瀬戸あゆみ氏の論文「19世紀後半カリフォルニアにおけるスペイン支配の記憶：フニペロ・セラ「聖人化」の過程」は、18世紀にスペイン領アルタ・カリフォルニアで伝道活動を行ったスペイン・フランシスコ会修道士フニペロ・セラ(1713-1784)が、19世紀後半のカリフォルニアにおいて文化的アイコンとなってゆく過程を検証するものであった。

セラは当地で伝道所(ミッション)の建設に従事し、「文明化」の名のもとで先住民に対する大規模な布教活動を行ったことで知られる、カリフォルニア史を語るうえで欠かすことのできない人物である。1988年にヨハネ・パウロ二世によって列福、2015年に現ローマ教皇フランシスコによって列聖され、今や文字通り「聖人」となったセラであるが、伝道所での強制労働など、彼が先住民に対して行ったとされる非人道的行為が長年非難の対象となってきたことも事実である。また近年になって、そうした先住民への行為を理由として、セラにちなんで名付けられたスタンフォード大学の一部の施設名が変更になったり、カリフォルニア州各地の記念碑が何者かによって破壊されたりといった動きもみられる。このように「聖人」セラの存在は、今も議論と反発のただなかにある。

瀬戸氏によれば、1784年のセラの死後、その人物像は、弟子で友人であるフランシスコ・パロウが1787年に出版した伝記などを通じ、主にカトリック教会内で受け継がれてきた。しかし1870年代後半を転換期として、セラのイメージはカトリック的要素を排したものと「世俗化」され、より普遍的なイメージが広められていったことが先行研究で指摘されているという。瀬戸論文は、19世紀半ばから末にかけての『カリフォルニア・デイリー・アルタ』(California Daily Alta)、『カリフォルニア・ファーマー・アンド・ジャーナル・オブ・ユースフル・サイエンスズ』(California Farmer and Journal of Useful Sciences)などの新聞・雑誌の記事や、ミッション記念行事・セラの記念碑設立をめぐる知識人らの言説のなかに、セラのイメージの世俗化や再構築がどのように見られるのかを検証した。その結果、1850年代から70年代の言説においては一布教者として無名に近い存在であったセラが、1870年代以降、カ

リフォルニアでの伝道活動を代表する熱心なカトリックの貢献者として称賛されるようになっていった過程が明らかになった。さらに瀬戸氏は、伝道所設立の周年記念行事・記念碑設立などが行われた 1880 年代から 1890 年代にかけて、セラのイメージのカトリック的要素が後景化し、プロテスタントの知識人にも受け入れられやすい博愛的・愛国主義的イメージへと変化していったことも明らかにした。

近年の聖人化の事例としては、2016 年のマザー・テレサ(1910-1997)の列聖が記憶に新しい。1979 年にはノーベル平和賞を受賞したテレサであるが、ハイチの独裁者らからの献金疑惑やコルカタの「死を待つ人の家」での不適切な医療ケアの実態が後年指摘され、その聖人化にあたっては多くの批判が聞かれた。コメントを担当した野口久美子氏はまず、こうしたマザー・テレサの例がまさに物語るように、一人の人間を聖人化するには常に賛否両論があることに言及し、「聖人」を評価することの難しさを指摘した。

そのうえで野口氏は、瀬戸論文の意義として以下の 3 点を評価した。まず、文化的アイコンとしてのセラが、カリフォルニアの文明の再生にあたり、様々なアクターによって政治的にも経済的にも利用されてきたことを暴き出した点である。次に、カリフォルニアの特殊な歴史的経験を理解する上で重要な伝道者を取りあげつつ、アメリカ史の多様なベクトルを意識して書かれた点である。さらに、セラの記念碑が建てられた同州モンレーが歴史化され、初期の植民地としての伝道所が「愛国者の象徴」となっていく過程を捉える本論文は、ヌエバ・エスパーニャとしてのカリフォルニアの歴史的経験が、地域史を超えてアメリカニズムのなかにどのようにとりいれられていったのかをさぐるうえでも興味深い示唆を与えると評価した。

しかしながら他方、19 世紀後半を対象とした本論文の分析結果が、同時代のカリフォルニア史の歴史的な文脈や、20・21 世紀における実際の列福・列聖の過程といかなる形で接続するのかについて、さらなる目配りが必要であると指摘した。カリフォルニアは、1869 年に最初の大陸横断鉄道が開通して以来、商業においては東部との競争にさらされた。主要産業であった海運業が停滞し、期待されていた好景気が望めずにいたなか、鉄道敷設労働者として動員されていた大量の中国人労働者が一般の労働市場に戻ったために、反中国人感情が湧き上がっていた。さらに 1870 年から 80 年にかけて先住民の同化政策が本格化していた。野口氏は、こうしたカリフォルニア地域史の文脈を踏まえると、セラのイメージ構築が世紀転換期の先住民同化政策やネイティヴィズムと連動していたことが見えてくるのではないかとの見解を示した。

フロアからの質疑では、「聖人」としてのセラを様々な社会集団がどのようにとらえていたのかを問う声も多かった。例えば、メキシコ系アメリカ人たちがセラについて語っている史料はあったのか、またそこでの言説がメキシコ系アメリカ人の白人性獲得と結びついていたのかが問われた。また、当時カリフォルニアにおいて中国人排斥の最先鋒であったアイルランド系のカトリック教徒が「聖人」セラをどのようにみていたのか、という問いも出された。さらに、実際の列聖の議論が進む 20 世紀後半よりも遥かに前のこの出来事を、「聖人化」という用語以外で説明するとしたらどのように呼ぶことができるか、といった問いも寄せられた。

木村智氏による論文「19世紀末米国キリスト教の自己意識の変容と「ホワイトネス」：比較神学と万国宗教会議を事例として」が対象としたのは、19世紀末のプロテスタントとホワイトネス（白人性）の関係である。木村氏はまず、アメリカ史におけるホワイトネスの研究史や、宗教とホワイトネスの結びつきに関する近年の宗教学の研究動向を踏まえたうえで、19世紀末のアメリカの宗教が、移民流入などの社会変動に伴って「白人であること」を聖化(サンクティファイ)する役割を果たし、この時代の白人意識・白人至上主義の構築に加担していたと述べた。

しかし宗教が白人至上主義的言説に加担していた19世紀末は同時に、宗教の相対化がなされる時期でもあった。1870年代から1890年代にかけて、東海岸の大学を中心とした比較宗教学講座の設立や比較宗教学関連書の相次ぐ出版、知識人の東洋の宗教に対する関心の高まりなどがみられ、他宗教に対する知識と情報が増えたのである。アメリカのキリスト教界にとって、このような「他宗教との直面」は、みずからの絶対性を脅かす危機であった。木村氏によれば、この脅威により「キリスト教とはどのような宗教である（べき）か？」という自己認識の再考が急がれたという。

キリスト教をめぐる上述の諸状況を前提としたうえで、木村論文の問いは以下のように設定される。すなわち、19世紀末に他宗教に直面したキリスト教が「キリスト教とはどのような宗教である（べき）か」という自己認識を再考した結果、(1)キリスト教は人種の観点から見てどのような宗教になり、(2)またそれは当時のアメリカにおけるホワイトネスの形成にいかなる意味を与えるものだったか、というふたつの問いである。

これらの問いを検証するにあたり、木村氏が分析対象として選択したのは、アメリカにおける体系的な比較神学の草分けとなった研究書であるジェームズ・フリーマン・クラーク著『十の偉大な宗教』（1871）と、1893年にシカゴ万国博覧会に際して開かれた万国宗教会議である。

木村氏によれば、クラークや万国宗教会議の登壇者たちは、民族宗教としての他宗教と、普遍宗教としてのキリスト教を対置し、両者の間に存在論的格差をつけていたという。具体的には以下のような論理である。すなわち「一つの特定の人種とのみ結びついた他宗教」の宗教的真理が、各人種の特質によって規定された限定的なものである一方、いかなる人種とも結びつかないキリスト教は、人種的制約を受けないため普遍的で十全な真理を持っている、というものである。19世紀のキリスト者たちは、このように人種的特性を徹底的に切り離れたキリスト教イメージ——木村氏はこれを「無色のキリスト教」(colorless Christianity)と名付ける——を構築することで、他宗教に対するキリスト教の優越性を示そうとした。これが、人種的観点からみたキリスト教イメージがいかなるものであったか、という木村論文の第一の問いへの結論である。

しかし木村氏はここで、そのような一見「無色の」キリスト教イメージが、実質的には白人優越主義に加担していたのではないかと、との見解を示す。19世紀末のキリスト教徒の大半が白人からなり、他方で他宗教の信者の大半が非白人からなっていたという統計上の事実を照らせば、同時代のキリスト教徒による「無色のキリスト教」像の構築は、実質的には「白人＝キリスト教徒＝超人種的・普遍的存在」、「非白人＝他宗教の信者＝人種的・特殊的存在」という二分法の構築を意味する。すなわち「無色のキリスト教」論は、たとえ直接的に「白人であること」を聖化するものではなかったにせよ、潜在的に白

人至上主義を強化していたのではないか。「無色のキリスト教」とアメリカのホワイトネスの関係を問う本論文の第二の問いに対して、木村氏はこのように結論づけた。

コメントを担当した小檜山ルイ氏は、木村論文が多くの先行研究を渉猟し、近年の研究動向も射程に入れた的確な文献理解に基づいて議論を展開している点を評価した。

小檜山氏は、万国宗教会議の参加者のなかにはリベラルな宗教者が多く含まれていたことを改めて強調した。女性の登壇者も19人と多く、当時の男女が同席する会議としては異例の割合であったという。ここに登壇した19人は、エリザベス・ケイディ・スタントンを始めとする、高度な教育を受けたリベラル派の女性たちである。なかでも、たとえばスタントンは『女性の聖書』(1895, 1898)において聖書批判をした結果、信心深い女性たちからの支持を失い、参政権運動における地位も失ったほどのラディカルな人物であった。このような面々にもかかわらず、それでもなおキリスト教擁護が展開された背景には、政治的な駆け引きがあったのではないかと小檜山氏は述べた。加えて、万国宗教会議の影響は「白人＝キリスト教徒」とする主流言説の否定にあり、キリスト教よりもむしろ、東洋の神秘思想やイスラム教徒の白人の存在といった他宗教への関心のほうにあったのではないかと、その見解も示した。

木村論文が非常に綿密で優れた論文であることを認めただうえで、小檜山氏はキリスト教内部の多様性を検討することの重要性を指摘し、本論文の主張の根拠の妥当性に関する疑問を述べた。例えば、当時プロテスタントにとってカトリックはまだ異教であり、プロテスタント内部にも対立があったこと、ユニテリアンも逸脱の一種であったことなどを考えると、キリスト教内部の多様性を無視して結論に飛びつくことには慎重になるべきであると指摘した。さらに、キリスト教の優越性を主張することが白人優越主義を皮肉にも強化している、という木村氏の意欲的な議論を高く評価する一方、その検証は果たして十分といえるのか、方法論的問題点はないのかと疑問を呈した。例えば木村氏は、上述の主張を支える根拠として、宗教における人種割合を示した統計データを使用している。しかし小檜山氏が問うたのは、罪人などあらゆる属性の集団が同じキリスト教徒としてひとくくりにされている統計上の数字が、キリスト教における白人至上主義というイデオロジカルな議論を検討するうえでの根拠として十分なものであるのか、という点であった。クラークや万国宗教会議登壇者が論じる理想としてのキリスト教と、統計にみられる実態としてのキリスト教は分けて考える必要があり、宗教会議の登壇者自身も、両者のあいだにある隔たりには自覚的だったのではないかと小檜山氏は述べた。

フロアからは、アメリカにおける自由神学の多様性をどのように考えるべきかといった問いや、「無色のキリスト教」は、移民流入を経た合衆国において国民統合の一手段として作り上げられたものなのではないか、という指摘も聞かれた。さらに、19世紀末における知識人のキリスト教離れや東洋の宗教への関心の高まりは、例えば歴史家 T.J.ジャクソン・リアーズが『近代への反逆』(1994)で指摘するような世紀転換期のアンチモダニズムの文脈に位置づけて論じる必要があるとのコメントも挙げられた。

(尾崎 永奈)

中村祥司（東京大学）

「アメリカ軍人福祉国家の確立過程に関する準備的一考察（1917-1944 年）：第一次世界大戦後における動員解除の失敗から 1944 年復員兵援護法の成立へ」

コメンテーター：佐藤千登勢（筑波大学）

齋藤崇治（東京大学）

「アメリカ大統領による共同規則制定の活用と議会の迂回」

コメンテーター：松本俊太（名城大学）

第一報告の中村祥二氏は、修士論文「アメリカ軍人福祉国家の確立過程に関する準備的一考察(1917-1944)：第一次世界大戦の動員解除の失敗から 1944 年復員兵援護法の成立へ」を報告した。この問題への中村氏の関心は、2015 年に日本で成立した安保法案が徴兵制の導入につながるのではないかという議論から生まれたという。

中村報告は「アメリカ社会における「軍人」とはなにか」という問いの手がかりを「軍人」への特別な社会政策に求めて検証するものであり、具体的には 1944 年の復員兵援護法に注目し、兵役経験を条件とした特別な社会福祉制度が構築された歴史的要因を考察したことを明示した。続いて、軍人福祉国家という概念の整理をまとめ、アメリカ軍人福祉国家が復員兵援護法によって確立し、一般の社会保障政策とは分離する形で退役軍人への社会福祉制度が整備された理由を、両大戦間期に国家が全退役軍人に対する道義的責任(moral obligation)を承認したこと、第二次世界大戦が生み出した資本主義体制の全般的危機への対応の必要性、という二点に求めた。

中村氏は、先行研究の問題点にも言及しながら、「アメリカ軍人福祉国家の確立過程」というテーマの下で両大戦間期及び第二次世界大戦期のアメリカにおける退役軍人政策の展開を検討することで以下三点の結論を提示した。まず、戦後の退役軍人福祉が退役軍人のみならず他集団をその利益範囲に引きこんだと主張し、その理由を第一次世界大戦退役軍人が産業横断的性格を有していたことに帰している。続いて、第一次世界大戦退役黒人兵に対する連邦政府の道義的責務が第二次世界大戦前に完全な形で承認されたという点を強調した。この退役黒人兵への責務は、大恐慌期のルーズベルト政権によるアメリカ社会保障制度の成立とは分離する形で形成されている。その上で、中村氏は最終的に、第二次世界大戦期にアメリカは完全なる「軍人シティズンシップ」を誕生させ、軍人福祉国家を確立したという考えを打ち出した。

最後に、中村氏は両大戦期から第二次世界大戦期における退役軍人政策をアメリカ軍人福祉史上に位置付けて、アメリカ社会福祉制度が「軍事化」する前提条件を次のように総括した。①連邦政府は除隊後の全復員兵士に対する道義的責務を負うものとするという、兵士と国家の間の新たな「契約」関係を、他集団をその利害範囲に組み込みながら確立させた。②総力戦体制から平時への移行に伴い生み出される資本主義体制の全般的危機を回避することを目的とした包括的な動員解除計画を、政策権限の退役軍人庁への集約化、および全市民向け社会保障政策の挫折でもって、一般市民の社会政策から分離化した。

③軍事奉仕を社会福祉の需給要件とした軍事福祉国家を確立させた。中村氏は今後の課題として、より詳細な資料を参照することや、フランスやドイツといった他国にも退役軍人制度が存在したのかについて比較研究する必要性を挙げた。

コメンテーターの佐藤千登勢氏は、まず、中村氏の修士論文の枠組みが明確であること、一次資料を丁寧に参照していることに言及し、GI法以前を対象とした研究層が薄い中で中村氏の研究がアメリカにおける退役軍人の保障をめぐる研究史に貢献していると評価した。続いて、佐藤氏は中村報告に対して五点のコメントをした。第一に、第一次世界大戦後の在郷軍人会などいわゆる“grass roots”層の背景、地域や階級間の多様性を明らかにしてもよいのではないか、というものである。しかし、役員以外の人々の背景を知ることは資料の都合上、難しいかもしれないとのことであった。第二に、1936年の調整補償証券償還法が転換点ということに加えて、例外的であることがより強調されるべきなのではないかというものであった。第三に、退役軍人へのローズベルト大統領の見解が1930年代には否定的であったにもかかわらず、1943年時点では推進していることに対してどのような背景があったのかを問うた。第四に、中村氏が軍人シティズンシップを権利としてとらえていることで、対象を白人男性軍人に限定してしまっているのではないか、というものであった。最後に、移民の従軍に対して、そもそも市民権を持っていない移民が軍人シティズンシップを獲得したということはどう考えるかについて質問した。

中村氏とオーディエンスの間の質疑応答は多くの声が飛び交う、活発なものであった。まず、職業軍人が特権化することと、退役軍人に特権的地位が与えられていくことに関係性はあるかという質問がおこった。これに対して中村氏は、職業軍人と市民兵には違いがあり、中村氏は両者の関係性からではなく、むしろ動員サイクルの流れの中で退役軍人への特権の付与を見ていきたいと述べた。続いての「退役軍人への補償が動員のしやすさにつながる」という国家安全保障的な観点はあったのかという質問は、会場全体を巻き込む議論へとつながり、他の参加者も様々な意見を繰り広げた。また、軍人福祉国家の確立の定義への指摘や、復員兵援護法が戦後の軍人への教育制度にもなったことへの革新的一面への指摘などのコメントが寄せられた。

第二報告者の齋藤崇治氏は、「アメリカ大統領による共同規則制定の活用と議会の迂回」を報告した。齋藤論文は、共同規則規定がアメリカ大統領制や官僚制に及ぼす影響を論じた。

第一章では、アメリカ大統領と省庁との関係が十分に議論されていないがために大統領のリーダーシップに対して過剰評価がなされているという点を指摘し、複数の省庁が協力、調整して規則制定にあたるという共同規則制定に着目することの必要性を訴えた。続いて、論文が①なぜ、どのように省庁間調整を通じた大統領の権限拡大が可能であったか、②省庁間調整を用いた政策実現の課題はどこにあるのかという二点を研究課題として設定した。

第二章では、共同規則制定とは何かを法律、政策の観点から概念的に検討した。これにより、共同規則制定が複数省庁との関係性を権力の源泉とし、イデオロギー的に近い省庁への事実上の権限の移管を通じて政策の実現を図ることによって大統領が議会の意図から離れた政策立案を行うことを可能にしているという事実が明らかになった。また、共同規則制定が大統領の官僚機構への統制を強化するとい

う点も指摘した。

第三章では、共同規則制定が浮上したカーター政権以降の実際の政策において、共同規則制定がどのように扱われてきたかを論じた。カーター政権は共同規則制定を用いて複数の政策の衝突や重複という問題に対処しつつ、環境保護規制や公衆衛生規制を創出した。しかし、レーガン政権以降は共同規則制定が規則改革の一部として引き継がれず、ブッシュ政権は共同規則制定を大統領権限強化に転用されるようになった。

第四章ではブッシュ政権、オバマ政権、トランプ政権下での燃料規制・温室効果ガス排出規制をめぐる共同規則制定を分析し、共同規則規定が議会や州、裁判所を迂回する手段として大統領に使用されたことを明らかにした。

第五章では運輸省の機能拡大とオバマケアにおける避妊治療を含んだ予防医療義務化を分析した。これにより、オバマ政権下での共同規則規定が、従来の省庁との関係の枠組みを超えた政策の形成につながったことを特筆している。

第六章では、共同規則制定に関する三つの限界点を考察した。第一に、共同規則制定は議会の協力を必要としないことから、正当性が薄弱になりやすいという点が挙げられる。第二に、共同規則制定を行う際には省庁間で一定の信頼関係等を構築する必要があり、手続きが煩雑であるという点を指摘した。そして第三に、立法による対応が優位であるため、そもそも共同規則制定が活用されない場合があることにも言及した。

以上の議論を踏まえ、第七章で齋藤氏は、共同規則制定を「議会制度や官僚制において困難な立場に置かれているアメリカ大統領がその障害を克服するための手段」として位置づけた。加えて、今後のアメリカ大統領による共同規則制定の活用を分析する課題として、さらに多くの事例にあたる必要性を述べて報告を終えた。

コメンテーターの松本俊太氏は齋藤論文の問いが一部曖昧であることについて言及した。そして、最も強調したい事柄が少々見え辛いことを指摘し、複数の疑問と課題を示した。以下、四点に絞って論点を提示する。第一は、齋藤氏が共同規則制定という訳語で使用している、“joint role making”についての定義や先行研究が不十分であるという点である。“joint role making”は一般的にあまり使われていない用語であるゆえに一層概念の定義と意義、その他の概念との関係を論じる必要性を説いた。第二は、政治学的立場、歴史的立場のどちらから共同規則制定を論じているのか不明瞭であるという点である。科学的な政治学の立場から書かれたとしても、独立変数と従属変数の提示が不十分であり、具体的事象からの一般化が志向されていないと述べた。第三は、規則制定は齋藤論文が対象としている 1970 年代になかったのか、もしなかった場合、なぜ共同規則制定は作られたのか検討をするべきであるという点に関するものであった。最後に、第六章で共同規則制定が「そもそも活用されない」と言及しているのに対し、大統領が共同規則制定を「困難な立場を乗り越える手段として使った」と結論付けている本稿全体の論旨と矛盾するのではないかと指摘した。

齋藤氏とオーディエンスの質疑応答では、様々な省庁が関わっている移民政策を例として挙げて“joint rule making”の使用が見受けられないことについての指摘があり、実際に“joint rule making”とい

う概念が現れた時期と概念が広まっていく時期はいつにあたるか、という質問が寄せられた。これに加え、大統領権限の拡大と共同規則制定がどのように関わってくるのか、といった質問もなされた。

(山崎香織)